



報道関係各位

令和7年7月8日
福島県農林水産部

NEWS RELEASE

令和7年度福島県漁業士認定証書交付式及び漁業士会総会、漁業士会退会式が開催されます。

下記のとおり、令和7年度福島県漁業士認定証書交付式及び漁業士会総会、漁業士会退会式が開催されますので、お知らせします。

記

1 令和7年度福島県漁業士認定証書交付式

日時：令和7年7月11日（金）13:10～

場所：いわきワシントンホテル

（いわき市平字一丁目1番地）

新規認定者：指導漁業士 5名

青年漁業士 2名

2 令和7年度福島県漁業士会総会

日時：令和7年7月11日（金）福島県漁業士認定証書交付式終了後

場所：いわきワシントンホテル

（いわき市平字一丁目1番地）

議事：（1）議案第1号 令和6年度活動実績、収支決算について

（2）議案第2号 令和7年度活動計画（案）、収支計画（案）について

（3）その他

※総会後に、退任される漁業士の「退会式」を行います。

3 出席予定者

福島県漁業士会 会員 15名

福島県漁業協同組合連合会・関係漁協・福島県関係者 15名

※漁業士について

別紙「漁業士」について、を参照願います。

※認定証書交付式、総会、退会式は全て取材可能です。

取材を希望される際は、会場入口の受付までお越しください。

【本件お問い合わせ先】

○福島県水産事務所（福島県漁業士会事務局）

次長（業務担当）兼漁業振興課長 早乙女 忠弘

電 話：0246-24-6172

メール：sohtome_tadahiro_01@pref.fukushima.lg.jp

○福島県農林水産部水産課

副課長兼主任主査 廣瀬 充

電 話：024-521-7375（内線 3262）

メール：hirose_mitsuru_01@pref.fukushima.lg.jp

(別 紙)

「漁業士」について

- 漁業士は、漁業後継者の育成確保や、活力ある漁村社会の形成等に資するため、優れた漁業後継者や、優れた漁業経営を行い漁村青少年の育成に指導的役割を果たしている漁業者を、「漁業士」として県が認定するものです。
- 漁業士は、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会が候補となる漁業者を推薦し、福島県漁業士認定委員会における選考考査のうえ、福島県知事が認定します。
- 漁業士は、経験や年齢等（※）により「指導漁業士」と「青年漁業士」に区分されています。

指導漁業士：地域漁業の振興及び漁村生活の向上に関する助言・指導や、青年漁業士活動の援助・指導等の役割を担います。

青年漁業士：地域活動のリーダーとして、必要な知識の研修を受け、地域活動の指導、研修会の助言・指導等の役割を担います。

※指導漁業士は認定後5年間又は満60歳まで、青年漁業士は満40歳まで

- 今回の、漁業士認定証書交付式・退会式終了時点で、指導漁業士は計12名、青年漁業士は計14名となります。

（主な漁業士活動）

- ・ 漁業生産活動の研修・先進地視察
- ・ 後継者対策（漁業体験学習、洋上での漁業研修、水産物PRイベントへの参加 等）